

## **組合会則および共済会則の改変について**

コロナ禍の中、組合員各位においては日々の営業活動に御苦労されている事と推察致します。いつ終るかも知れない困難ですが、一致団結して克服して行ければと願っております。

さて、今般新しい期を迎えるに際して組合規約の全面的な見直しを図りました。今まで、その時代に応じて、組合規約を継ぎ接ぎしてきた結果、重複、曖昧な内容があつたり、また無駄な内容、必要な項目の欠如があるためです。過去と違い、ここ数年は少人数運営が基礎となっています。そのような現状と今後を見据えて、簡潔に、わかりやすい組合員のための規約であるように修正を施しました。もちろん、当然ながら広義は変えいません。

本来であれば、大会を開催して組合員各位の賛否を頂くところですが、このコロナ禍において、集団での会議は問題が多いとの判断をいたしました。そのため、まずは変更内容および改定全文を開示し、組合員のご判断を頂戴しました。全面改定のため、経費削減と省力化、相互の利便性を考え、web ベースでの公開を行い、とします。ご要望の方には印刷してお渡しします。

10月10日まで質疑を受け付けます。それまでに賛同、変更、拒否といった、ご要望、またご質問があれば、職場委員、執行部へご連絡ください。

2021/09/26

水野一郎

山名弘晃

## **全体的な修正について**

1. 形骸化していた会則を、時代に沿った内容、また少人数化および世界情勢に対応させること。
2. 全面改稿であるが、広義の変更はしない。
3. 【執行委員】や【執行委員長】など、特例以外の執行部に関する項目はすべて【執行部】とする。
4. 【明番職場全員集会】を【対話集会】と名称変更する。
5. 各議決を求められる内容については、執行機関の少人数化また運営経費の問題もあり、【執行部】だけでなく【執行部および職場委員】と広範囲に変更する。
6. 重複内容、意味をなさない項目の削除。
7. 分かりにくい現代日本語の使い方、情報間違い、【てにをは】等の日本語表記の揺らぎ等を極力減らすこと。
8. 一般的日本語として、同意語・同義語・熟語の統一、また理解しやすい言葉への変換。
9. その他、文意を明確にするための追記、章立ての修正。

## 全体的な一般的修正について

### 【例】

議決機関等、現在使われていない単語を修正する。

② 明番職場全員集会（議決期間）、（以降「明職会議」と言う）



② 対話集会（議決期間）、（以降「対話集会」と言う）

少人数運営が故、公正性に欠けるため職場委員を含めて審議をする。

第 10 条 5 号

(5) 第 8 条各項への疑義により、執行部の 2/3 以上の議決にて不適格とされたとき



(5) 第 8 条各項への疑義により、執行部及び職場委員の 2/3 以上の議決にて不適格とされたとき

第 11 条（脱退の手続き）

組合を脱退するとき（前条、1 項）は、所定の脱退届に必要事項を記載の上、**執行委員長**に提出するものとする。



組合を脱退するとき（前条、1 項）は、所定の脱退届に必要事項を記載の上、**執行機関**に提出するものとする。

政治的単語を統一修正する。

決議・議決・表決・評決・議定といった単語の意味はすべて「話し合いをして、物事を決定すること」であるので、その旨を表す単語は、すべてを議決に統一する。

## 変更

### ★所在地の修正

#### 第1章 第2条

本組合の事務所は東京都江戸川区西小岩 **2-18-2** に置く。



本組合**は事務所を**東京都江戸川区西小岩 **2-16-17** におく。

\* 現在使用されている住所は、印刷物並びに名刺や郵便物などすべて、会社同様の西小岩 2-16-17 になっている。また、2-18-2 である資料が一切見つからないため。同時に経費削減のため組合専用線といった、ほぼ使われていない旧世代インフラを中止。これにより年間 7 万円程度の経費削減をする。

### ★第4条の項目修正

1. 労働協約の締結ならびに経営の民主化に関する事項
2. 労働条件の維持改善に関する事項
3. 福利厚生に関する事項
4. 教育文化に関する事項
5. 諸団体と提携協力に関する事項
6. その他、組合の目的達成に必要な事項



1. 組合員の労働条件の維持改善に関する事項
2. 組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関する事項
3. 労働協約の締結、改定及び経営の民主化に関する事項
4. 同一目的を有する団体との協力、提携に関する事項
5. その他組合の目的達成に必要なことの事項

\* 形骸化して機能していない文面を削除、また誰のための項目なのかをはっきりとさせるための変更。

## ★第2章 第7条 変更と5号の新規追加

### 第2章 権利

- 第12条 組合の総ての事項に発言権、発議権、議決権を持つ。
- 第13条 別に定める選挙規程により選挙権、被選挙権を持つ。
- 第14条 総ての機関及び役員に報告を求め、自由に批判する権利を持つ。
- 第15条 正当なる手続きにより機関及び役員の行為に対し弾劾する権利を持つ。
- 第16条 あらゆる問題に参加し平等の取り扱いを受ける権利を持つ。



(独立条項とせず、第7条の各号として記載する)

1. 組合委員は本規約に基づき、**すべての事項に対する発言権・発議権・議決権を持ち、  
参与・均等の取扱いを受ける権利**
2. 組合員は別途定める選挙規定により、組合執行役員、また、その他の代表に関する、  
選挙権、被選挙権を有する権利
3. 執行部起案の各種委員会、**プロジェクト(分科会)等への、参加や意見をする権利**
4. **執行機関、各種委員会、プロジェクト(分科会)等の活動の報告を求める権利、その  
結果に伴う解任を請求する権利**
5. **制裁処分について弁明し得る権利**

\* プロジェクト(分科会)は、希望する組合員が積極的に参画して、執行機関の傘下で活動するもの。新たに追加される5号は、新規追加の第9章賞罰という章で記載する制裁処分についての権利。

## ★組合員の被疑に関する審議について具体的な内容への変更

### 第2章 組合員 第6条

組合員は次の場合に、その資格ならびに権利を失う。

組合員の資格について疑義のある組合員は、執行委員会にて審議を行う。

↓

### 第2章 組合員 第10条（資格喪失）

(5) 第5条各項への被疑により、定期大会や臨時大会もしくは、執行部及び職場委員（以下、執行機関）での審議にて、2/3以上の同意をもって不適格とされたとき

(6) 第8条各項への疑義により、定期大会や臨時大会もしくは、執行機関での審議にて、2/3以上の同意をもって不適格とされたとき

#### \* 下記該当する条目

##### 第5条（資格）

組合員は扇橋交通株式会社の従業員であり、本人の意思により  
加入手続きを行った者、並びに組合が承認した者によって組織する。

但し、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 課長職以上の職にある者、又同等の待遇を受けている者
- (2) 臨時雇用者（アルバイト・派遣社員など）、試採用期間中の者
- (3) その他組合が加入除外を適当と認めた者

##### 第8条（義務）

組合員は平等に次の義務を負う。

- (1) 規約及び大会の議決に従い、組合の統制に服する義務
- (2) 組合費、また議決で決定した賦課金等を、納める義務
- (3) 規約に基づく各会議、また各種委員会に出席する義務
- (4) 組合の機密をもらさない義務

★議決組織と方法の明確化、既存媒体以外の、静的および動的媒体の記載を追加。

## 第 5 章 執行機関 第 40 条

執行委員会は、緊急止むを得ない事情で大会又は明職会議を召集する事が出来ない時、執行委員会の責任においてこれを执行することが出来る。

## 第 41 条

職場委員会は、組合活動及び運動等に推進補助すると共に、執行委員会並びに職場委員会等に於いて協議された事項について組合員への伝達を図る。又組合員の意見、意思を広く受け止め職場委員会を通じ執行委員会に報告する。



## 第 4 章 執行機関 第 23 条（構成と招集）

(3) 執行部は、緊急止むを得ない事情にて大会又は対話集会を招集出来ない時、**執行機関**の責任において大会付議事項並びに対話集会協議事項に対して審議、議決、執行を行うことが出来る事とする。執行部にて緊急対応した事項に対しては、**直近の日程を調整の上、臨時大会、対話集会、社内掲示、LINE をはじめとするデジタル媒体などで報告する事とする。**

## ★役員構成への対応

### 第6章 第42条

1 執行委員長	1名
副委員長	1名
書記長	1名
執行委員	2名



### 第25条（役員構成）

本組合に次の役員を置く。なお、執行委員の役職は適宜互選とする。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 執行委員(執行役員) 若干名

## ★役職の職務について

- 2 執行委員長は組合を代表して業務を統轄すると共に、各機関の召集権と可否同数の時のみ議決権を持つ。又、涉外活動と外部、上部団体との接触に関する事項を行う。
- 3 副委員長は執行委員長を補佐し、その職務を代行する。
- 4 書記長は執行委員長統轄の下、組合の日常事務を把握し、組合の証印書類等を管理し、制度制作に関する事項を行う。
- 5 執行委員会は、教宣広報部、財務会計部、文化厚生部、法律対策部の専門部を設け、各々諸般の業務を遂行し組合の活発化に尽くす事。
- 6 会計監査は、隨時組合会計の帳簿財産を監査する権限を有すると共に年2回の監査を行い、大会にその結果を報告する義務を負う。
- 7 職場委員と各専門部長の兼任は認めない。但し、再選は妨げない。



### 第26条（職務）

役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 執行委員長…組合を代表し、最終決定権を持ち、業務を最終統轄するとともに、各招集権と可否同数のみの議決権を持ち、涉外活動と外部、上部との接触事項を行う。
- (2) 執行委員（執行役員）…法管理・会計管理・運営管理など、組合を清廉潔白に運用するための準備、業務を遂行する。また、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

\* 少人数化に伴う職務の複合、また明確化。

## ★第7章 会計

\*会計についての第52条～第60条は以前より形骸化しており実行されていなかった。現在の会計自体は、原則3ヶ月スパンで監査を受けることとなっている。その際、帳簿(エクセルファイル)、その証明である入出金伝票と領収証、銀行通帳と現金などを会計監査人に確認してもらうことになっている。これは執行部判断では無く、会計監査人の要望を含み作業をしている。また臨時会費など組合員の金銭に関しては付議事項であるため重複とする。

第52条 定期大会に於て、予算及び前年度の決算報告書を会計監査の証明を受け提出し、承認を得なければならない。

第53条 本会計は、毎月執行委員会に於て会計内容を報告しなければならない。

第54条 組合費は、如何なる場合でも返還することはない。

第55条 本組合は執行委員会の議決を経て臨時費を徴収する事が出来る。但し、直後の大会の承認を得なければならない。

第56条 本組合が寄付金を受納する時は、執行委員会の承認を必要とし、寄付者氏名、その他、必要事項を明確にする。

第57条 本組合の一般会計と事業収入は原則として区別する。

第58条 本組合の財産の管理及び処分は、大会の決議により執行委員会がこれを行う。

第59条 現金の出納に関しては、原則として所定の用紙に理由、金額及び記名捺印を正確に明記し、提出しなければならない。

第60条 本組合は目的達成の為、特別会計を設け、基金を積み立てる事が出来る。その内容は大会の決議に依るものとする。



## 第6章 第33条（会計監査）

会計監査は組合員の互選並びに推薦により執行部が委嘱する。

すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、会計監査人による正確であるとの証明書とともに、少なくとも毎年1回以上、それぞれを組合員に公表するものとする。

## ★選挙方式当選年齢および選出について

### 第 26 条（任期）

(4)任期中に満 65 歳になった役員の再選は禁止とする。その場合、引き継ぎなどの観点から、次期組合組織が必要と判断した場合は、権限を持たないオブザーバーという立ち位置での参加を可能とする。

### 第 29 条（役員の選挙）

(1)執行部員（執行委員長・執行役員・執行委員）は、全組合員による単記非移譲式投票による選挙とする。役職別単記投票または役員複数記投票とするが、立候補者がいない場合は、その年度の執行部への信任投票も選択できるものとする。

(2)役員複数記投票並びに信任投票にて選出された選挙の場合、役職は執行部員による互選とする。

(9)立候補資格は加入連続 3 年以上で満 65 才未満の組合員とする。

\* 会社との交渉などを考慮すると、嘱託社員ではなく、正社員で運営することを組合の基本とする。

## ★組合費など金銭に関して

(旧) 第 50 条 組合費は、1名月額 3,500 円とする。但し定時制乗務員は 1 名月額 2,000 円とする。



### 第 31 条（組合費）

(1)組合費は、1人1ヶ月 2,300 円とするが、定時制乗務員は 1 ヶ月 1,300 円とする。

\* 以前は一切出来ていなかった貯蓄も、この 2 年間で数百万円単位で貯蓄ができた。コロナウィルスの存在が当たり前になったとしての社会将来像を考え、今よりはく負担を減らせる費用でまかなうべきであると判断した。

## 第7章 手 当

(旧) 第76条 組合員及び組合役員の役職に応じ、次の通り手当を支給する。

1 執行委員長	月額	30,000 円
2 副委員長	月額	30,000 円
3 書記長	月額	30,000 円
4 執行委員	月額	20,000 円
5 職場委員	月額	5,000 円

第77条 組合員及び組合役員が、委員会、団体交渉、組合事務、出張、その他組合用務に従事又は出席した時は、次の通り補償を支給する。

1 出番、公休者	1 時間	1,400 円
2 明番者	1 時間	1,400 円
3 行動費	1 点	3,000 円

4 交通費、出張先にて用務上の通信費、雑費はその実費を支給する。但し、他の機関より支給のある時は重複しない。



## 第34条 (手当)

(1)組合役員、職場委員（共済委員）ならびに組合員への手当を下記の号のとおりとする。

①執行委員長	月額 20,000 円
②執行委員（執行役員）	月額 15,000 円

(2)執行委員（執行役員）・職場委員（共済委員）ならびに組合員が、各委員会、労使交渉、出張、その他組合用務に従事又は出席した時は、次の号のとおり時間補償手当を支給する。

時間補償 1 時間あたり 1,200 円

\*組合役員の職種変更に伴い簡略化、また職場委員（共済委員）に関してはそもそも月額制度が機能しておらず、当番制で該当月に共済会や安全マネジメントへ出席する委員への報酬であったため、時間補償とする。また活動内容を簡潔にすることで、細かい支給分類は無駄となるので該当項目は削除した。

## **削除**

### ★以前より機能していない、また無駄であると判断し、削除する項目

#### 第 24 条（専門部）

執行委員会のもとに次の専門部を置く。但し、執行部役員人員が少ない場合は兼務を可能とする。

- (1)教宣広報部
- (2)財務会計部
- (3)文化厚生部
- (4)法律対策部

\* 正直、なぜ記載してるのでさっぱり理解できない。部門別にするほどのものはないため削除。

## **追加**

### ★パンデミックについての追加項目

#### 第 3 章 議決機関

##### 第 18 条（定足数と議決）

大会の定足数は組合員の過半数以上とし、この規約に定める事項の他は、出席者数の過半数以上をもって議決する。

また、世界的大流行の疫病が原因などで、国や地域からの自粛要請等があり、大会を開催出来ない状態が発生した場合、大会の代替として、書面での報告、各付議については投票形式、執行機関での審議等、臨機応変に行う。

\* 開催してもしなくても、批判は出る。それは覚悟しているが、さすがにどうしようもないじゃない。

### ★解散について

#### 第 10 章 解 散

##### 第 39 条（解散）

組合の解散は、全組合員の直接記名投票の 4 分の 3 以上の賛成をもって議決する。

\* 解散に関する項目が一切無かったので追加。

## ★賞罰についての追加項目

### 第9章 賞 罰

#### 第 36 条（表彰）

組合員で、組合発展のため功労あった者、又は他の模範となると認められる者は、大会の決議によりこれを表彰することができる。

#### 第 37 条（制裁）

組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の決議により制裁を加えることができる。

- (1)本組合の規約又は決議に違反した者
- (2)本組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
- (3)本組合の名誉をき損した者
- (4)本組合員の義務を怠った者
- (5)その他各号に準ずる不適当な行為のあった者

#### 第 38 条（制裁の種類と手続）

- (1)制裁の種類は、戒告、権利停止及び除名とする
- (2)前条の制裁は、大会出席者の過半数の賛成をもって承認されるものとする
- (3)制裁の決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えるものとする
- (4)緊急止むを得ないと執行機関にて判断される場合は、大会をとおさず執行機関の 3 分の 2 以上の議決にて制裁を科する事が出来るものとする

\* 以前の規約で分類ごとに取り決められていた表彰や制裁内容を一括で項目とし、また組合員に多大な迷惑をかけると客観的に判断した場合の執行内容を明記する。

## 共済会会則 削除

### 共済会会則 18 条

第 18 条 扇橋交通労働組合員が組合加入期間中に安全運転且つ優秀であった者に報奨金 5,000 円を贈与する。贈与条件は以下の内容を満たして要る事とする。

- ①毎年 9/1～翌年 8/31 の期間中に安全運転であった乗務員
- ②前号の期間中継続して扇橋交通労働組合員である者
- ③対象期間中アンマネ参加義務 0 回であった者
- ④前記①の期間中に隔勤 132 乗務、日勤 264 乗務、定時制 84 乗務以上乗務していること。
- ⑤定期総会出席時に限り報奨金を贈与するが出番など格別な理由ある場合、定期総会不参加でも本人の委任状ある者に代理贈与する事もできる。ただし執行部は代理受領出来ない。
  - 2 但し贈与日前 1 年以内に共済会より各種給付を受けた場合は贈与しない場合もある。
  - 3 執行部は本条贈与条件を満たしていても贈与は受けられない。

\* コロナ禍で今後が不透明であり、長期休業や計り知れない経済不安などもあるため、報奨金という形を取らず、組合費を下げることで全員に還元する方式を探る。

### 第 17 条 3 号の削除

第 17 条 扇橋交通労働組合の組合員となり、継続して 10 年以上の会員に永年の労働組合及び共済会への功労を讃え、功労金 30,000 円を贈与する。

(3) 前各号の贈与日前 2 年以内に共済会から給付を受けた会員は除く。但し第 18 条の給付に限り併給できる。

理由：「給付金が出たからと、功労賞を控除する」という、全員に平等で無い条件項目は不要と判断した。純粹に勤続 10 年、組合加入 10 年以上でとする。